

事務連絡
令和4年3月

令和4年度国際芸術交流支援事業助成金内定者 各位

独立行政法人日本芸術文化振興会
基金部芸術活動助成課

令和4年度国際芸術交流支援事業助成金交付内定通知書の送付
及び今後の事務手続について

平素より我が国の文化芸術の振興等にご尽力いただき、誠にありがとうございます。
ます。

このたび、同封しました「助成金交付内定通知書」のとおり、令和4年度国際芸術
交流支援事業助成金の助成対象活動として内定しましたので、お知らせいたし
ます。

今後は、「**助成金事務手続の手引**」に従って所定の期限までに必要な手続を行っ
てください。どうぞよろしくお願いいたします。

※ 「助成金事務手続の手引」について

以下のURLからダウンロードしてご利用ください。

【ダウンロードサイト】

日本芸術文化振興会トップページ > 芸術文化振興基金 > 【国際芸術交流
支援事業】（内定された方向け）助成金申請書類

<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/62878.html>

本件連絡先

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課

音 楽 03-3265-6077・6338

舞 踊 03-3265-6192・6178

演 劇 03-3265-6365・6178

伝統芸能・大衆芸能 03-3265-6394・6338

多 分 野 03-3265-6192・6178

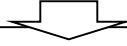
FAX：03-3265-7474（各活動区分共通）

MAIL：geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp（各活動区分共通）

～ 助成金交付内定通知書を受け取ったら ～

① 助成金交付内定通知書の内容を確認してください。

※ 「助成金事務手続の手引」を基金ウェブサイトよりダウンロードし、必要な事務手続きについてご確認ください。



② 助成金の交付を受けるためには、交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。交付内定の内容を受諾した場合、令和4年6月1日（水）までに助成金交付申請書を当振興会に提出してください（詳細は「助成金事務手続の手引」参照）。

※ 6月1日までに開始する活動については、可能な限り活動を開始する2週間前までに（4月早々に開始する活動については、速やかに）交付申請書をご提出ください。

【助成金交付申請書の提出方法】

① 書類様式データ等

[助成金交付申請書提出用フォーム](#)を通じてご提出ください。

※ フォームへは、芸術文化振興基金ウェブサイトのダウンロードサイトから到達できます。
「日本芸術文化振興会トップページ > 芸術文化振興基金 > 【国際芸術交流支援事業】
(内定された方向け) 助成金申請書類」にリンクを設けています。

※ 応募時の電子申請サイトとは異なりますのでご注意ください。

② チラシ・プログラム等の紙媒体は、以下の提出先へご郵送ください。

〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課

助成金交付要望書の内容（実施会場、実施日程等）に変更がある場合は、必ず分野担当までご連絡ください。

※ 助成金交付申請書の作成に当たっては、「助成金事務手続の手引」を必ずご参照ください。

※ 内定通知書に交付要望書の写しを同封しております。本助成金の審査の過程において、助成対象経費に助成対象ではない経費が含まれている場合等は、交付要望書の内容に修正等を加えておりますので、修正内容を反映した上で、交付申請書を提出してください。

※ 提出された助成金交付申請書は、内容を審査し、より詳細な記載を求めるなど見直しが必要な場合がありますので、あらかじめご承知おきください。



③ 提出された助成金交付申請書の内容を当振興会において審査し、助成金を交付すべきと認めた時は、助成金交付決定通知書をお送りします。

なお、令和4年度助成対象活動として交付内定を受けた活動については、交付決定の日付にかかわらず、令和4年4月1日から活動を開始し、必要な契約・支払等を行って差し支えありません。

ご不明な点等がある場合には、表面の分野担当までお問合せください。